

令和4年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和4年8月23日（火） 午前9時から午前10時36分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
欠	大園 和幸	欠	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
欠	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	欠	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	入佐 哲朗
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	欠	細川 健一	欠	川崎 守
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦		
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	出	松元 渡		
欠	徳田 潤一	欠	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
欠	高田 裕幸	出	森園 浩美	欠	立元 和揮		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主事 前田 裕孝
担い手育成係 主査 宮城 友美

5 事務局職員

局 長 西迫 博
次長兼農地係長 税所 篤行
主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
主 査 関口 実
主 査 池畑 信幸
主 査 下仮屋 重博
主 査 凶師 竜太（輝北総合支所産業建設課）
主 査 板山 智典（串良総合支所産業建設課）
主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程〔議事〕

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・非農地証明について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・農地利用最適化推進委員の選任について
 - ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
 - ・農地利用（形質）変更届の専決処分について
 - ・農地転用の申請に伴う変更について
- 〔その他〕
- ・令和四年度「鹿屋市農業委員会の概要」について
 - ・活動記録簿の記入について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 田村 利秋 委員 ・ 榎原 辰夫 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和4年度 第5回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和4年8月23日(火) 開会 午前9時 閉会 午前10時36分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和4年度第5回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、中塩屋委員、有村委員、西ノ原委員、大園委員の4名です。

出席委員数は、17名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は川崎委員、細川委員、有馬委員、高田委員、立元委員、徳田委員の6名です。鶴田委員が少々遅れるとのことでした。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号10番の田村委員と、12番の榎原委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の関口主査を指名します。これより議事に入ります。

1頁、議案第36号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第36号については、1頁から42頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和4年8月24日です。合計面積は、19万8千176㎡、うち更新分12万7千820㎡、内訳として、田が3万3千105㎡、畑が14万2千426㎡、樹園地が2万2千645㎡です。利用権を設定する者が41人、設定を受ける者が25人です。始期は、いずれも令和4年9月1日です。期間は、1年、3年、5年、6年、10年です。

次の3頁から24頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番は、設定期間が1年です。1番は、賃借権で再設定。

次の2番から4頁の4番までは、設定期間が3年です。2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、次の3番及び4番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど一括して説明します。

次に、5頁、次の5番から11頁の18番までは、設定期間が5年です。5番は、賃借権で新規設定。6番は、使用貸借権で新規設定。

次に、6頁、7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番、10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番、12番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で再設定。

次に、10頁、15番、16番は、賃借権で再設定。

次に、11頁、17番は、賃借権で再設定。

次の18番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、12頁、次の19番から15頁の22番までは、設定期間が6年です。19番は、賃借権で新規設定。20番は、賃借権で再設定。

次に、13頁、21番、22番は、使用貸借権で再設定。

次に、15頁、次の23番から24頁の40番までは、設定期間が10年です。23番、24番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、25番、26番は、賃借権で新規設定。

次に、17頁、次の27番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、28番、29番は、使用貸借権で再設定。

次に、19頁、30番、31番は、使用貸借権で再設定。

次に、20頁、32番、33番は、賃借権で再設定。

次に、21頁、34番、35番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、36番、37番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、38番は、賃借権で再設定。39番は、使用貸借権で再設定。

次に、24頁、40番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、3頁から24頁までの40件の利用権設定ですが、4頁の3年もの3番及び4番が鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、本田委員に退席をいただき審議します。

(本田委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 4頁の3番及び4番は、借人本田委員の息子さんが賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 本田委員に係る3年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(本田委員：着席)

本田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、11頁の5年もの18番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、中牧委員に退

席をいただき審議します。

(中牧委員：退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 11 頁の 18 番は、借人中牧委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中牧委員に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中牧委員：着席)

議 長 中牧委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 37 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、25 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転について、25 頁から 29 頁です。まず、25 頁で説明します。公告年月日は令和 4 年 8 月 24 日、合計面積は、1 万 7 千 895 m²で、うち田が 2 千 753 m²、畑が 1 万 5 千 142 m²です。所有権を移転する者が 5 人、所有権の移転を受ける者が 3 人です。

次に 26 頁、次の 1 番から 28 頁の 6 番までは、全て所有権移転協議が成立したものです。お目通し願います。以上です。

議 長 ただいま説明がありました所有権移転協議が成立したもの 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、30 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、30 頁から 42 頁です。30 頁で説明します。公告年月日は、令和 4 年 8 月 24 日です。合計面積は、4 万 4 千 325 m²で、うち、田が 5 千 368 m²、畑が 3 万 8 千 957 m²です。利用権を設定する者が 23 人、利用権の設定を受ける者が 9 人で、新規設定 23 件です。始期は全て、令和 4 年 9 月 1 日で、期間は 5 年及び 10 年です。全て公社から借人への転貸設定です。

31 頁をご覧ください。次の 1 番から 33 頁の 6 番までは、設定期間が 5 年です。1 番、2 番は、賃借権。

次に、32 頁、3 番は、使用貸借権。4 番は、賃借権。

次に、33 頁、5 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。6 番は、使用貸借権。

次に、34 頁、次の 7 番から 42 頁の 23 番までは、設定期間が 10 年です。7 番、8 番は、賃借権。

次に、35 頁、9 番、10 番は、賃借権。

次に、36 頁、11 番、12 番は、賃借権。

次に、37 頁、13 番、14 番は、賃借権。

次に、38 頁、15 番、16 番は、賃借権。

次に、39 頁、17 番、18 番は、賃借権。

次に、40 頁、19 番、20 番は、賃借権。

次に、41 頁、21 番、22 番は、賃借権。

次に、42 頁、23 番は、賃借権。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありました、31 頁から 42 頁までの中間管理権設定 23 件ですが、33 頁の 5 年もの 5 番が鹿屋市農業委員会規則第 26 条の規定に基づく、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 33 頁の 5 番は、貸人である福元副会長が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 22 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、43 頁、議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 37 号につきましては、43 頁から 51 頁です。今回は、所有権移転が 28 件、地上権が 11 件の合計 39 件です。

初めに、43 頁です。1 番は、畑 1 千 869 m²の売買です。2 番は、畑 1 千 38 m²の贈与です。3 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。4 番は、田 2 千 902 m²の売買です。5 番は、畑 1 千 568 m²の売買です。

次に、44 頁です。6 番は、田 2 千 741 m²の売買です。7 番は、田 861 m²の売買です。8 番は、畑 1 千 638 m²の売買です。9 番は、田 915 m²の贈与です。10 番は、田 1 千 998 m²の売買です。

次に、45 頁です。11 番は、田 1 千 165 m²の贈与です。12 番は、田 869 m²の贈与です。13 番は、畑 1 千 100 m²の贈与です。14 番は、畑 1 千 16 m²の贈与です。

次に、46 頁です。15 番は、畑 915 m²の売買です。16 番は、畑 360 m²の贈与です。17 番は、田 933 m²の売買です。18 番は、田 1 千 898 m²の贈与です。19 番は、畑 921 m²の売買です。

次に、47 頁です。20 番は、畑 684 m²の売買です。次の 21 番から 49 頁の 31 番までは、全て設定期間 10 年間の地上権設定です。5 条申請と関連です。

次に、49 頁です。次の 32 番から 51 頁の 39 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、43 頁から 51 頁までの 39 件ですが、43 頁の 3 番と 50 頁の 37 番が、議事参与の制限にあたりますので、寺下委員に退席をいただき審議します。

(寺下委員：退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 43 頁の 3 番は、受人寺下委員が所有権移転の交換を行うもので、農地法第 3 条第 2 項の要件を満たしていると考えます。50 頁の 37 番については記載のとおりです。以上です。

議 長 50 頁の 37 番については、調査がなされていますので、郷原委員に、報告をお願いします。

郷 原 議席番号 14 番の郷原です。去る 8 月 12 日、記載の委員 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

50 頁の 37 番ですが、3 番との関連で、市外取得の調査です。

申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等は譲渡人から借り受けるとのことでした。今回、取得する農地には、継続して茶を栽培するとのことでした。

以上、農地を効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 寺下委員に係る案件 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(寺下委員：着席)

寺下委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次 長 すみませんが、資料の確認をさせていただきます。46 頁の 15 番ですが、吾平町下名の登記地目と現況地は「畑」となっておりますでしょうか。一部、おかしいところがあったため確認させていただきました。すみませんでした。

議 長 それでは、調査がなされていますので、49 頁の 32 番から 50 頁の 36 番までと 50 頁の 38 番と 51 頁の 39 番までを、郷原委員に報告をお願いします。

郷 原 議席番号 14 番の郷原です。去る 8 月 12 日、記載の委員 2 名と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、49 頁の 32 番ですが、下限面積及び農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も譲渡人から譲渡されるとのことでした。今回、取得する農地は空き家バンクに付属する農地であることから下限面積は 1 m²です。今後は、野菜を作付けすることでした。

次に、33 番ですが、34 番も関連がありますので併せて報告します。下限面積の調査です。申請者は市内で生産牛を飼育する方で、今回、33 番は 3 年間の使用貸借権を設定し、34 番は売買により農地を取得するもので、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、牧草を作付けすることでした。

次に、50 頁の 35 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、水稻を作付けすることでした。

次に、36 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、甘藷や飼料用の牧草を作付けすることでした。

次に、38 番ですが、下限面積及び農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、野菜等を作付けすることでした。

次に、51 頁の 39 番ですが、下限面積及び農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、花木を植樹して枝物を出荷することでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3 条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました37件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、52頁、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第38号につきましては、52頁です。今回は、1件です。

次の1番については、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました1件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、53頁、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第39号につきましては、53頁から61頁です。

53頁をご覧ください。まず、1番は、月極駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。なお、52頁の1番に関連します。

2番は、一般住宅、駐車場を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和3年度第12回総会で審議済です。

3番は、鍼灸整骨院、編み物教室、駐車場を整備するもので、農地区分は3の4です。なお、令和3年度第12回総会で審議済です。

4番は、アパートを整備するもので、農地区分は3の4です。なお、令和3年度第12回総会で審議済です。

次に、54頁、5番は、資材置場を整備するもので、農地区分は1の2です。なお、令和4年度第3回総会で審議済です。

6番は、牛舎、バンカーサイロを整備するもので、農地区分は「農用地利用計画指定用途」及び1の3です。なお、令和4年度第2回総会で審議済です。

7番は、牛舎、バンカーサイロを整備するもので、先程の6番に関連します。農地区分は1の3です。なお、令和4年度第2回総会で審議済です。

次に、55頁、8番は、牛舎を整備するもので、農地区分は「農用地利用計画指定用途」です。なお、令和3年度第12回総会で審議済です。

9番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は2の4です。なお、令和4年度第4回総会で審議済です。

次の10番から61頁の31番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、55 頁の 10 番を園田委員に、56 頁の 11 番から 57 頁の 15 番までを谷口委員に、57 頁の 16 番から 18 番までを藏ヶ崎委員に、58 頁の 19 番と 20 番を上穂木委員に、58 頁の 21 番から 59 頁の 23 番までを田村委員に、59 頁の 24 番から 26 番までを泊委員に、60 頁の 27 番から 29 番を寺下委員に、60 頁の 30 番と 61 頁の 31 番を本田委員に、報告をお願いします。

園田 議席番号 5 番の園田です。去る 6 月 15 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

55 頁の 10 番ですが、申請地は申良農村環境改善センターの北西に位置し、周囲は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に杉を植林し山林として整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、10 番は、排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

谷口 推進委員の谷口です。去る 8 月 10 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、56 頁の 11 番ですが、申請地は横山町集落センターの南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはありませんが、土地改良事業が施行されていることから第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 12 番ですが、申請地は浜田簡易郵便局の西に位置し、周囲は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地の隣接地に建設する、会社の寮に住む方のための駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 13 番ですが、申請地は大浦簡易郵便局の北に位置し、周囲は 10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電設備及び駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 14 番ですが、申請地は県民健康プラザの北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の

農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、都市計画用途地域から 500m以内に位置するため第2種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 57 頁の 15 番ですが、申請地は川東多目的運動広場の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、11番から15番は排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

蔵ヶ崎 議席番号13番の蔵ヶ崎です。去る8月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、57頁の16番ですが、申請地は串良町公民館上小原分館の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に17番ですが、申請地は16番の隣接地として東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内でブリーダーを営む方で、申請地にドッグランを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に18番ですが、申請地は上小原小学校の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅、通路及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、16番から18番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

上穂木 推進委員の上穂木です。去る8月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、58頁の19番ですが、申請地は串良商業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断され

ます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に20番ですが、申請地は串良ふれあいセンターの北西に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、一般住宅、カーポートを整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、19番から20番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田 村 議席番号10番の田村です。去る8月8日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

58頁の21番から59頁の23番まで、併せて報告いたします。21番及び22番の申請地は、東原インターチェンジの東に位置し、23番の申請地は串良公民館細山田分館の南に位置し、それぞれ申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は、農作物の栽培を継続しながら、農地に支柱を立てて、上空に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電設備を整備する計画です。転用面積は、支柱部分と電柱の合計面積になります。申請地では、茶の栽培を行うものです。転用の期間は営農者が認定農業者であるため、10年間となります。調査は、令和2年度第7回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、茶は遮光率が40%以内であれば、生育に支障はないとの試験結果があり、パネルの配置計画や、既に完成した施設の構造から平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが3m、幅が4.5mあり、農業機械の利用に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。また、雨水排水の処理については、周辺農地へ流出するおそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、21番から23番までの営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

泊 議席番号16番の泊です。去る8月8日、記載の委員3名と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

59頁の24番から26番まで、併せて報告いたします。申請地は、串良平和公園の南西に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほど21番から23番までの報告と同一で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、

詳細につきましては1番から23番までと同様に茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査は営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほど報告のあったとおりで、全ての要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、24番から26番までの営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

寺 下 議席番号3番の寺下です。去る8月10日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

60頁の27番から29番を、併せて報告いたします。27番の申請地は、笠野原土地改良区の南東に位置し、28番及び29番の申請地は、北部学校給食センターの西に位置し、それぞれ申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの報告と同一で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査は営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほど報告のあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、27番から29番までの営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

本 田 議席番号18番の本田です。去る8月10日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条の一時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

60頁の30番及び61頁の31番を、併せて報告いたします。申請地は、永小原町地内に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は先ほどの報告と同一で、営農型太陽光発電設備を整備する計画であり、茶の栽培を継続するものです。転用の期間は、認定農業者が利用権を設定して営農を行うことから、10年間となります。調査は営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。審査結果については、先ほど報告のあったとおりで、要件を満たしているものと判断しました。特に隣接農地への日照の影響や、雨水排水の流出による支障はないと判断しました。

以上のことから、30番及び31番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、許可申請31件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、62 頁、議案第 40 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 40 号につきましては、62 頁から 68 頁です。62 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 6 件で、畑が 17 筆となっております。対象面積の計は 2 万 6 千 661 m²で、内訳としまして、畑が 2 万 6 千 661 m²となっております。次の 63 頁から 68 頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっております。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、62 頁の 1 番から 3 番までを畠井委員に、4 番から 6 番までを中尾委員に報告をお願いします。

畠井 議席番号 7 番の畠井です。去る 8 月 10 日に、記載の委員 2 名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、1 番ですが、周辺図等は 63 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で建設業を営む法人で、申請地に建売住宅及び賃貸住宅を整備する計画です。申請地は鹿屋養護学校の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 64 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は県外の法人で、申請地に携帯電話基地局を建築する計画です。申請地は輝北総合支所の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。認定電気通信事業者が通信事業のための施設を設置するものであることから、転用の許可は不要であると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 65 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市外で畜産業を営む法人で、申請地に牛舎・倉庫・管理棟・堆肥置場及びロール置場を建築する計画です。申請地は申良平和公園の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の建築であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

中尾 推進委員の中尾です。去る 8 月 10 日に、記載の委員 2 名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、4 番ですが、周辺図等は 66 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市外で畜産業を営む法人で、申請地に豚舎施設を建築する計画です。申請地は肝属地区清掃センターの北東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申

請内容が農業用施設の建築であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は67頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に農機具倉庫を建築する計画です。申請地は川東多目的運動広場の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請内容が2a未満の農業用施設の建築であることから、農業用施設届出書の提出のみで、転用の許可は不要であると判断しました。

次に6番ですが、周辺図等は68頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は県外の法人で、申請地に携帯電話基地局を建築する計画です。申請地は鶴峰西地区ふれあいセンターの西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。認定電気通信事業者が通信事業のための施設を設置するものであることから、転用の許可は不要であると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更及び農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、報告がありました6件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、69頁、議案第41号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第41号につきましては、69頁です。今回は2件です。次の69頁の1番及び2番については、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、69頁を郷原委員に報告をお願いします。

郷原 議席番号14番の郷原です。去る8月12日、記載の委員2名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

69頁の1番ですが、申請地は、串良平和公園の西に位置し、昭和63年頃に附属屋、大きめの倉庫のような建物でしたが、これを建築しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は、鹿屋内陸工業団地の東に位置し、平成10年頃から山林化しているとのことでした。樹木が大きく成長しており、土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行

うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました2件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、70頁、議案第42号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第42号につきましては、70頁から71頁です。今回新たに、譲渡希望が70頁の1番から2番までの2件です。次に、賃貸借希望が71頁の1番から5番までの5件ですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

70頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を本田委員に、2番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、お願いします。

次に、71頁、賃貸借希望の1番を中塩屋委員と垣内委員に、2番を田中委員と中尾委員に、3番を堀之内委員と矢野委員に、4番を中塩屋委員と垣内委員に、5番を福元副会長と入佐委員に、お願いします。

次に、72頁、議案第43号「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

局長 推進委員候補者の選考は、鹿屋市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第8条で、農業委員会の農地利用最適化推進委員選考委員会に意見を求めるものとされており、去る8月18日（木）に農地利用最適化推進委員選考委員会を開催しました。今回、推進員の欠員に伴い、7月13日から8月12日までの約1ヶ月間、公募を実施した結果、1名の応募があったところです。農地利用最適化推進委員選考委員会では、推進委員候補者の面接を行い、鹿屋市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価基準内規の5つの評価項目で評価いたしました。1つ目が、志望意欲・活動に対する認識、2つ目が、公の職歴、3つ目が、農業に関する知識、見識、4つ目が、推進委員としての適格性、5つ目が、将来性、要件となっており、これらの項目を評価した結果、農地利用最適化推進委員選考委員会では福元里美さんを農地利用最適化推進委員として選任されました。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、農地利用最適化推進委員の選任について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、福元里美さんを農地利用最適化推進委員として選任いたします。

次に、73 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 資料 73 頁をご覧ください。合意解約につきましては、73 頁から 78 頁です。今回は 12 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、73 頁から、78 頁まで 12 件の合意解約です。報告しておきます。

次に、79 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」報告いたします。

周囲の農道や農地より一段低い状態となっており、雨水が畑に溜まり、耕作に支障があることから盛土をし、農道等と同じ高さにするため、形質変更届が提出されましたが、工期が総会前に着手となっていたことから、7 月 27 日に持増委員により現地調査を行い専決処分としたものです。この専決処分に対し承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

次に、80 頁「農地転用の申請に伴う変更について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

次 長 資料 80 頁です。令和 4 年度第 4 回総会で審議した 5 条申請に伴う変更の手続きです。総会終了後に渡人が亡くなり、その後、娘に相続登記が行われたことから、娘の夫が一般住宅の建設のため使用貸借するものです。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり農地転用の申請に伴う変更については、専決処分です。手続きを進めたものです。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので報告しておきます。

以上で、第 5 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、私の方から農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。先ほどの議案第 43 号で、承認いただきました農地利用最適化推進委員に新たに選任されました福元里美さんにただいまから、委嘱状を交付いたします。

（福元さん：会長前へ）

委嘱状。「福元里美殿。鹿屋市農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱します。委嘱の期限は、令和 4 年 8 月 23 日から令和 6 年 7 月 31 日までとします。令和 4 年 8 月 23 日、鹿屋市

農業委員会。」よろしくお願いします。

(会長：委嘱状交付)

次 長 ここで、福元委員に一言あいさつをお願いしたいと思います。

福 元 みなさん、こんにちは。鹿屋市下堀町で和牛の生産農家をしております福元里美です。いろいろと分からないことが多くて、不安なんですけど、みなさんに教えていただきながら、頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(福元委員：着席)

議 長 事務局からお願いします。

次 長 今お手元に配付しております「令和4年度鹿屋市農業委員会の概要」、それと同じく農業委員会の関係で毎年作成しているのですが、令和4年度版ができましたので、ご活用いただければと思います。

久木田 こんにちは。日頃より農業委員会運営にご協力いただきありがとうございます。私の方から活動記録簿の記入についてご説明させていただきます。

今年の2月に農林水産省から「農業委員会による最適化活動の推進等について」のガイドラインが示され、活動目標として5月の総会で委員の最適化活動の活動日数について1月に10日以上活動を希望したところです。これには、やはり委員の皆様には日頃お忙しい中、多すぎるのではないかとおられた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。しかしながら、今まで以上に活動をしなけらばならないとか新しい活動をしなけらばならないのではないかとやるものではありません。委員のみなさまの行っている活動を見せていく取組であり、求められているのは活動の活性化というよりは見える化である、ということです。

先ほどのガイドラインにはいくつかのポイントがあります。ガイドラインに示されている最適化活動について、いくつか例示がされています。示された最適化活動としまして、「農地の出し手及び受け手の意向の把握」「農地のあっせん」「農地の定期的な見回り」が例示されています。農地の定期的な見回りというのが一つのポイントになります。農業委員会全体の活動だけでなく、委員が日頃から個人的に行っている見回りも含まれるということです。次に活動の透明性の確保としまして、活動記録簿に委員の活動を記録することとなっています。そのため活動状況の確認方法は活動記録簿により行うということとなります。活動状況の確認方法として、活動記録簿に書かれた日数で確認することとなっています。活動日数の把握において活動時間は問われない、となっております。つまり、10分でも8時間でも1日の活動にカウントされるということになります。そこで、肝になってくるのが活動記録簿の記帳になります。総会への出席や利用状況調査の実施など、これまで記録していた活動に加えて、日頃より実施している地域の農地の見守り、近所農家への声かけや農地の相談対応の意向確

認等も記録していただきたいと思います。委員会全体で取り組んだ活動だけでなく、日常的に行っている活動の記録もお願いします。特に記入していただきたい活動の例としまして、1点目が農地の見守り活動です。自分の田んぼに行く途中、周辺の田畑をみて異変がないことを確認したとか、作付けされていないのが気になる田んぼがあったので見に行ったなど、圃場に行く道すがら周辺農地の状況を把握することも最適化活動に含まれます。また、圃場に行く途中だけでなく現地調査、総会に行く途中などに実施し、月1回以上の見守り活動の実施を検討していただけたらと思います。活動の2点目です。地元での声かけ活動としまして、近所の農家とあぜ道で話をしたところ「来年には息子が帰ってくる」「次男は定年まで市外暮らし」と聞いたとか、近所でお茶を飲んでいたら農地を誰かに貸したいという話が出た、などの世間話の中で思わず経営、農作業、後継者に関して知ることも最適化活動に含まれます。3点目の活動としまして、個別訪問や意向把握をするに当たり、事務局と打ち合わせをしたとか、遊休農地の解消に向けて関係機関との打ち合わせを行った場合も最適化活動に入るので実施していけたらと思います。ここで、意向等を聞いたがどのように記録したらいいのか、についてですが、赤い四角で囲んであるところは、委員に必ず記入していただくこととなります。ここでは、委員しか知りえない情報を記入していただく所なので記入をお願いします。黄色の四角は可能であれば記入していただきたい所となります。緑は、事務局でフォローできる部分です。ただし、事務局でフォローする場合でも、詳細が分からないとフォローできないので相手、活動地区、意向内容等の委員しか知らない情報は必ず記入いただけたらと思います。また、記入については、現在、配布用紙に記入する方法や、データで提出をお願いしておりましたが、Web（ウェブ）での報告もできるようになりました。ここで、早速、ウェブでの入力を委員のみなささと試しにしていきたいと思います。お手持ちのスマートフォンでQR（キューアール）コードを読み取ってみてください。本日は、一緒に模擬入力をしていきたいと思います。本日、入力した分は、総会終了後削除しますので、ご了承ください。では、早速はじめさせていただきます。このような画面がでてきます。質問のとおりに、名前、活動日、活動時間を入力、活動を行ったところにチェックを入れます。次に実施した活動にチェックを入れます。今回は、訪問した際、農地を売りたいとの相談があったということにして、出し手・受け手の意向把握にチェックを入れてみます。相手、意向の内容、面積、農地バンクの活用意向にチェックを入れます。山田さんと話した内容を記入します。もし分かれば地番まで書いていただくと、事務局でのとりまとめ時にフォローがしやすくなりますので、ご協力を願います。ここで注意していただきたいのが、理由まで記入していただくと、事務局でのフォローがしやすくなるということです。例えば、ここに書かれていますように、「山田さんが農地を売りたいと話していた」ではなく、「山田さんが高齢

のため農地を売りたいと話していた」と記入していただくと、事務局の方で集約が非常にやりやすくなります。ここで、気を付けていただきたいのが、新規参入に関する項目です。新規参入に関する活動は、成果の有無にかかわらず、経過でも活動に該当しますので、新規参入に関する場合は、農地の情報、地番等の記入をお願いします。入力が終わりましたら、「確認画面へ進む」を押していただき、「送信」を押します。これで、入力は完了です。もし、入力を間違った場合は、受付番号と内容を事務局までご連絡いただけたら、こちらで修正することも可能です。以上活動報告の記入のしかたについての説明を終わります。今後の活動記録簿の提出についてですが、記入用紙、メール、CD（シーディ）に加えて、今日、紹介しましたWeb（ウェブ）での提出のうちから、利用しやすい方法をお願いします。ただし、Web（ウェブ）の場合は、9月1日から入力可能になりますのでご注意ください。もし、7月分の提出が間に合っていない方、8月分をこれから作成される方でWeb（ウェブ）での入力を検討されている場合は、9月1日からであれば入力ができますので、ご検討いただけたらと思います。みまさま、お忙しい中、大変かと思いますが、ご協力のほどよろしくをお願いします。以上、説明がいたらない点がありましたが、ご清聴ありがとうございました。

次 長 　　ただいま説明をさせていただきましたが、もう少し詳しく聞きたいなど、質問はございませんか。

泊 　　現在はメールで提出させてもらっていますが、面積を記載するところは必ず必要でしょうか。また、Web（ウェブ）での提出は1日毎になるとと思いますが、それだと何時送信したか分からなくなるのではないのでしょうか。

久木田 　　Web（ウェブ）では、最後に送信内容を印刷もできるようになっているので、確認をしていただければと思います。

泊 　　印刷となると、個人でプリンターを準備することになるし、Wi-Fi（ワイファイ）の設定もしなくてはならないので、難しいのではないのでしょうか。その点を加味していただきたいと思います。赤枠の内容について、記載のできないことがあります。それについては備考欄に記載しておけばよいですか。また、面積について、もう一度お願いします。

久木田 　　Web（ウェブ）については、可能な範囲で入力をお願いしたいと思います。赤枠については、そのように備考欄に記載いただければ大丈夫です。面積については、地番を記載いただいたり、送信後に事務局へ連絡いただければフォローすることも可能です。

局 長 　　地番の確認だけは、よろしくお願いします。

議 長 　　他に何かありませんか。

泊 　　時間の記載単位は、10分単位ですか、30分単位ですか。5分でもよいですか。

久木田 　　活動の日数のカウントについては日単位となっていますが、時間については5分であって

も、1時間であっても1日とみなしますが、記録の集計上、時間が分かった方がよいのでお願いしています。10分単位で記載いただければと思います。

次 長 Web（ウェブ）での送信を紹介いたしましたが、必ずWeb（ウェブ）でということではないので、従来どおり紙やCD（シーディ）での提出でも構いません。他に何かありませんでしょうか。

上之脇 それでは「人・農地プラン」につきまして、進捗を含めまして、今後の進め方について簡単に説明をさせていただきたいと思います。モデル地区についてですが、圃場整備の終わっている輝北地区につきましては、調査等をしていただいていると思います。残りの地区につきましては、9月の初めを目途に事務局から調査票を、所有者もしくは耕作者へ郵送いたしまして、回答は期限を定めていただくように段取りを進めております。推進委員の方々につきましては、事務局から調査票を郵送しても回答のなかった方や事務局で把握できていない方をリストにまとめましてお示ししますので、活動をしていただくことになると考えております。進捗等について、簡単ではありますが報告させていただきました。以上です。

局 長 通知する書類につきまして、委員のみなさまに問い合わせがあることと思いますが、その時は農業委員会から10年後の耕作をどうされますか、という調査ですので、回答いただきたいと言っていたらと思います。

それでは、9月の調査委員を申し上げます。

9月12日、月曜日、4条・5条の調査が、村山委員、森園委員でございます。

同じく12日、月曜日、農振調査が、泊委員、中牧委員でございます。

9月13日、火曜日、4条・5条の調査が、堀之内委員、細川委員でございます。

同じく13日、火曜日、3条調査が、寺下委員、矢野委員でございます。

9月の総会は、9月22日、木曜日の9時からこの会場で行いたいと思っております。

議 長 他に何かありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。無ければ、これを持ちまして令和4年度第5回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 もう一点私の方から、マイナンバーカード取得の申請手続きについてお知らせします。農業委員会のラインでもお知らせしましたが、総会終了後、申請手続きを実施します。マイナンバーについては、すでに一部の医療機関では健康保険証として利用され、今後は保険証の代わりにマイナンバーカードを利用していくことが進んでいくと予想されます。まだ、マイナンバーカードを取得されていない方は、この機会に手続きされるようお願いいたします。

それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（閉会）